

# 鎌倉市木造住宅 耐震改修工事費 補助金交付制度について

鎌倉市では、地震時における建築物の安全を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助しています。

## \*\*耐震診断・耐震改修の流れ\*\*

### 1. 窓口耐震相談（要予約）

- 簡易診断法による（現地調査は行わない）
- ◎無料<月2回程度、市役所で建築士が図面により診断>

### 2. 現地耐震診断（窓口耐震相談時に申込）

- 一般診断法による（現地調査を行う）
- <診断費用8万9千円、うち補助金額6万7千円>

<現地耐震診断の結果、評点が1.0未満で耐震改修工事を希望>

### 3. 耐震改修工事費補助金交付申請（工事着手前に申請）

- ◎耐震改修工事費（診断費※、補強設計費、工事費、工事監理費）の1/2かつ上限100万円  
ただし、低所得者世帯等（過去2年間市民税が非課税の世帯、身体障害のある方（1級から4級）がいる世帯、精神障害のある方（1級から3級）がいる世帯、知的障害のある方（A1、A2、B1）がいる世帯、要介護者又は要支援者がいる世帯）は上限120万円  
※現地耐震診断（一般診断法）の結果をもとに補強設計を行うことも可能。
- ◎申請年度の1月末日までに工事を完了し、2月末日までに補助金を請求してください。
- ◎耐震改修工事を行うに当たり、補強設計や現場立会い等を依頼する建築士等を決定していただきます。なお、施工業者も含め、特に市で指定等はありません。（自由）

※耐震改修工事を急ぎ行いたい方、すでに具体的なスケジュールをご検討中の方は、建築指導課までご相談ください。

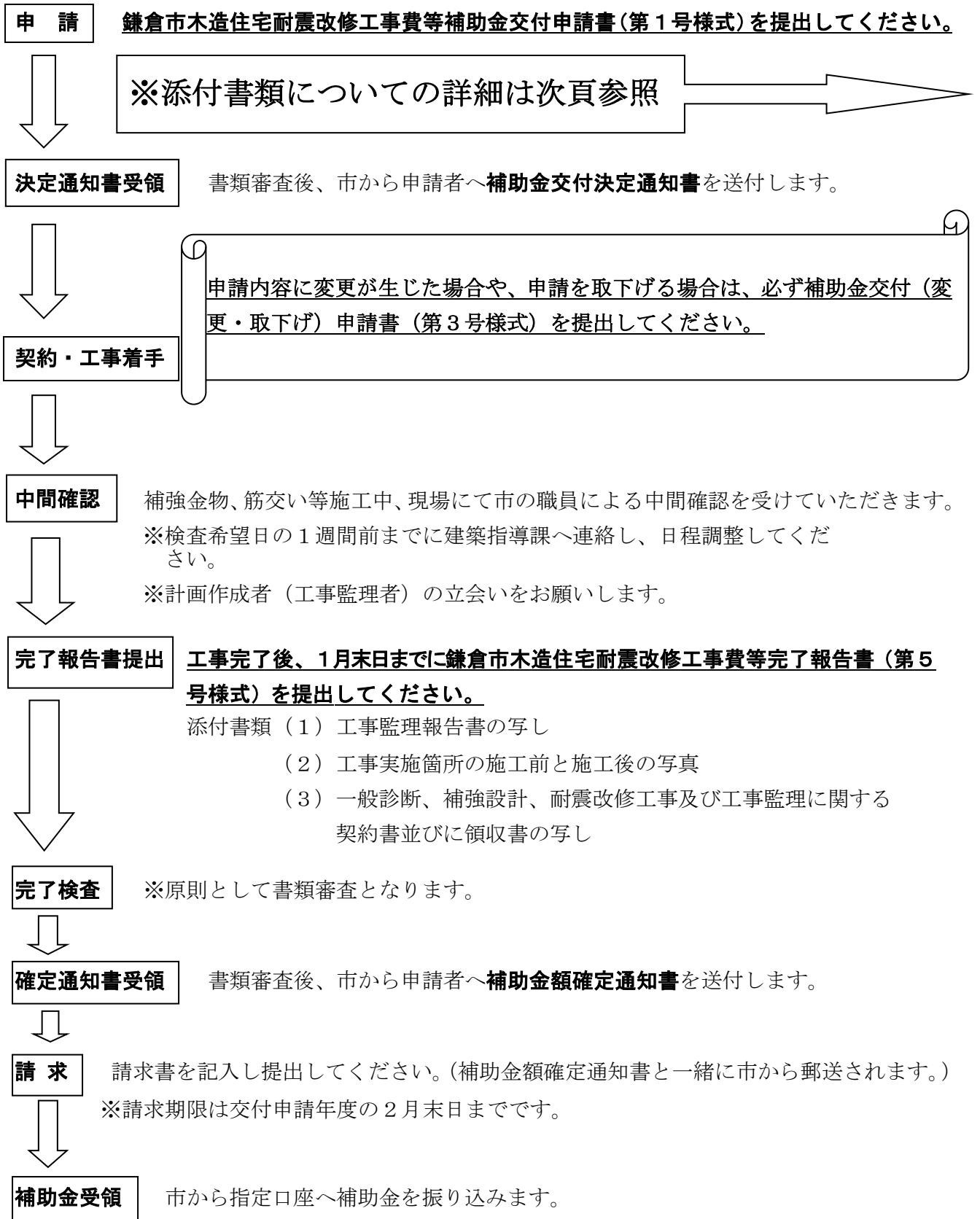
《耐震改修工事費補助対象者》：以下のチェック項目全てに該当する方です。

- 鎌倉市民であり、自分の所有する住宅である。
- 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手している。
- 一戸建て住宅、二世帯住宅又は店舗併用住宅で、2階建てもしくは平屋である。
- 昭和56年6月1日以後に床面積が既存部分の2分の1を超える増築又は改築をしていない。
- 在来工法の木造住宅である。（枠組壁工法、プレハブ工法の住宅は対象外です。）
- 建設業法第3条の許可（建設工事業又は大工工事業に限る）を受けた者が行う改修工事である。
- 市又は市が指定した事業者が行う現地耐震診断を受け、評点が1.0未満である。
- 過去に耐震改修工事の補助金の交付を受けていない。
- 市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税の全てを滞納していない。
- 一般診断の総合評点が1.0未満の住宅を1.0以上になるように耐震改修工事を行う。



全てに該当した方は、裏面へ。

## ～申請から完了まで～



※工事を途中で中止した場合や、工事が予定どおり終了せず期限内に請求できなかった場合等には、補助金の支払いができないことがありますので、ご注意ください。

※補助金交付申請書、変更申請書、完了報告書欄外の原本証明欄に、記名をお願いします。